

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

意見募集期間：平成 22 年 9 月 15 日(水)から 9 月 29 日(水)まで

意見提出件数：63

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
1	全般			外務省	行政庁による処分(利用制限の審査・決定など)や通知・諮問(反対意見の提出機会の付与、委員会への諮問など)に関する規定について、「館は」を、「外務省は」又は「外務大臣は」と読み替える必要がある。	外交史料館は外務省の一部署であり、行政庁としての処分・諮問等について、最終判断をする立場にないため。
2	B - 1(2)	本文	行政機関又は独立行政法人等からの受入れ	文部科学省	「くん蒸その他の保存に必要な措置」を「保存に必要な措置」に変更されたい。	くん蒸措置を保存の必要条件とするような誤解を与える恐れがある。くん蒸のために予算を割くことは不可能であり、くん蒸措置を保存の条件として明記することは非現実的である。くん蒸措置を保存の必要条件とするのであれば、そのための国立公文書館等施設への特別の財政措置が必要である。
3	B - 1(2)	留意事項	<行政機関や独立行政法人等からの受入れ>(2番目の)	文部科学省	「受け入れを行った後、くん蒸、ウィルスチェック…」を「受け入れを行った後、ウィルスチェック…」とし、末尾に「くん蒸は、実施可能であれば実施する」と変更されたい。	同上。くん蒸措置は、可能であれば実施することとするのが現実的である。くん蒸措置を保存の必要条件とするのであれば、国立公文書館等施設への特別の財政措置が必要である。
4	B - 1(2)	留意事項	<利用制限自由の該当性の事前審査>	警察庁	四段落目以降に「法第8条第3項の規定による意見が付された特定歴史公文書等について事前審査を行うに当たっては、当該行政文書を作成・取得した移管元の行政機関と事前に相談を行うなど、当該意見の趣旨や行政機関の意向を改めて確認するものとする。」旨の記述を加えられたい。	事前審査の結果を移管元の行政機関に事前に通知しておくことにより、利用請求がなされた場合の審査手続(移管元行政機関の意見書の提出等)が円滑に行えるようになるため。意見の付された特例歴史公文書等を利用させる決定を行おうとする場合には、事前に国立公文書館等の長と当該行政機関の長との間で十分な調整が行われるべきであるため。
5	B - 2(1)	本文	寄贈・寄託された文書の受入れ	文部科学省	「当該文書が歴史公文書等に該当すると判断する場合には、当該文書を受け入れるものとする。」は「当該文書に歴史公文書等に該当すると判断する文書が含まれる場合には、当該文書を受け入れるものとする。」に変更されたい。	検討素案の場合、当該文書が歴史公文書等に該当しないと判断する場合には、当該文書を受け入れてはならないと読むことができる。法人等又は個人からの寄贈・寄託の場合、歴史公文書等のみならず、文化財的価値を有する資料、その他多種多様な形態・内容の資料を含む場合がある。その際、歴史公文書等に該当するもののみを受入れるとも読み取ることのできる本文は、その他の資料を受入れないなど、資料群としての原秩序を損なう対応を助長しかねない。また一方で、独立の国立公文書館等施設ではなく、図書館や博物館などが複合機能のひとつとして国立公文書館等施設の指定を受けた場合、恣意的に特定歴史公文書等としての受入れを避けて、法の枠外での運用がなされる懸念がある。その場合B-2(2)は無効となり、歴史公文書等の隠匿を助長しかねない。
6	B - 2(2)	本文	寄贈・寄託された文書の受入れ	文部科学省	「原則として受入から1年以内に排架を行うものとする。」は「受入れから1年以内に排架計画を立案し、公表するものとする。」と変更されたい。	公文書と異なり、法人等又は個人からの寄贈・寄託文書の形態・内容は多種多様な場合が多く、かつ分量も1年間では到底整理不能な文書の寄贈・寄託を受ける場合が容易に想定可能である。このため受入れの事実と排架計画とを公表させることにとどめるのが現実的である。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
7	B - 2(2)	本文	寄贈・寄託された文書の受入れ	文部科学省	「原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする」とあるが、一概に期限を決めて利用に供するのは難しいため弾力的な期限設定をしていただきたい。	行政機関等から受け入れた文書類と異なり、文書群ごとに内容や形式が多様であるため。
8	B - 2(2)	本文	寄贈・寄託された文書の受入れ	文部科学省	「くん蒸その他の保存に必要な措置」を「保存に必要な措置」に変更されたい。	くん蒸措置を保存の必要条件とするような誤解を与える恐れがある。くん蒸のために予算を割くことは不可能であり、くん蒸措置を保存の条件として明記することは非現実的である。くん蒸措置を保存の必要条件とするのであれば、そのための国立公文書館等施設への特別の財政措置が必要である。
9	B - 2(2)	留意事項	<寄贈・寄託された文書の受入れ>	文部科学省	「国立公文書館等においては、...のみ受入れを行う。」の後に、「なお、当該受け入れの判断を行うに際しては、当該文書の内容や分量等に照らし、これを特定歴史公文書等として取り扱うことにより当該文書の著作権者等の権利を不当に害することにならないかという観点からも慎重に検討するものとする。」を追記されたい。	個人等からの寄贈文書については、公文書管理法上は、一般の書籍や映画フィルム等も含まれることとなるため、これが開示等の対象となることにより著作権者の利益を害されることのないよう受け入れの段階で慎重に判断することが求められる。この点、本年5月27日に開催された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、貴府担当者からも、利用規則においてこの点も加味した体制を作る旨や権利関係についてきちんとした上で受け入れる旨のご発言があったところである。
10	B - 2(2)	留意事項	<寄贈・寄託された文書の受入れ> 2つ目の	外務省	「...必要がある。」の後に、「C - 2(1) 及び に掲げる利用制限事由が当該文書に該当すると認められる場合には、寄贈者・寄託者との合意により、その利用を制限することができる」旨を加えられたい。	寄贈・寄託を受けた文書にも、C - 2(1) に掲げる情報が含まれる可能性があるため。同様に、C - 2(1) に掲げる原本破損のおそれ等がある文書が含まれる可能性があるため。
11	B - 2(2)	留意事項	<寄贈・寄託された文書の受入れ>	文部科学省	「利用の制限に関する設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受け入れた場合と同様、くん蒸、.....、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、1年以内に排架を行う。」は「利用の制限に関する設定を済ませた後は、1年以内に排架計画を立案・公表し、くん蒸、.....、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、排架を行う。」と変更されたい。	前述のとおり、公文書と法人等又は個人からの寄贈・寄託文書の性格が著しく異なるため。
12	B - 2(2)	留意事項	<排架> 1つ目の	外務省	「保存上問題のない排架方法...」以下を「(平積みと縦置き等)や書架、専用ケース(マップケース、フィルム保管庫等)を選択する」に修正されたい。	縦積みは「縦に積み上げる」という意味にも解されるが、単にファイルや簿冊を立てて並べるといった意味であれば「縦置き」が適切であるため。また、「専用ケース」は、書架ではなく、書架に並べられない特殊なものを納めるケースであるため。
13	B - 1(2), B - 2(2)	留意事項	<排架>【基本的考え方】	文部科学省	「出所の原則:出所の異なる公文書を混合させてはならない。」の「混合」の意味が不明瞭。 「原秩序尊重の原則:その公文書等が移管されたときの順序に従って配列する。」は、「原秩序尊重の原則:その公文書等が移管されたときの順序に従って配列・復元が可能で情報を保持する。」と変更されるか、もしくは、あくまで基本的理念であることを明示されたい。	「混合」が館による公文書等の再編纂を指すのか、単に出所の区別なく排架することを指すのか不明である。 出所の原則、原秩序尊重の原則は、ともに公文書等の原秩序の復元が可能であることを担保することが重要であり、原秩序のまま排架すること自体が目的ではないはずである。「順序に従って配列」と具体的に指定を行うと、資料の形状に応じた柔軟な分別収蔵が不可能となり、限られた収蔵スペースの有効活用の点から不適當である。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
14	B - 3	本文		文部科学省	「館は、B - 1及びB - 2に基づき受け入れた特定歴史公文書等に著作物(著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。)や実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、著作者(同法同条同項第2号に規定する著作者をいう。)、著作権者、実演家又は著作隣接権者と著作者人格権、著作権(同法第17条第1項に規定する著作権をいう。)、実演家人格権(同法第89条第1項に規定する実演家人格権をいう。))又は著作隣接権(同法第89条第6項にいう著作隣接権をいう。)から許諾や同意を得るの調整を行うこと等により、当該特定歴史公文書等著作物の円滑な利用に備えるものとする。」と修正されたい。	関係する利用については、今後権利制限の対象とすべく、著作権法の改正につき検討をしているが、改正法の施行までの間は、存続期間が満了していない著作物や実演等(映画フィルム等も対象となりうる)ことから、著作隣接権についても問題となりうる。複製や公表(未公表著作物の場合)、氏名表示等につき、権利者の許諾や同意を得る必要があるため、この点をガイドライン上も明記する必要があるものと考えられる。
15	B - 3	留意事項	< 著作権の調整等 >	外務省	「…備えるものとする。」の後に、著作権の取り扱いについて、最終的な責任は利用者にある旨を実施細則(F - 3)などにおいて明記する旨を加えられたい。	国立公文書館等が、必要に応じて、著作者と著作権の調整を行う場合でも、著作権を実際にどう取り扱うかは利用者任せられており、館はその責任を負うことができないため。
16	B - 3	留意事項	< 著作権の調整等 >	文部科学省	「 国立公文書館等が歴史公文書等を受け入れるに際して、当該文書等に、未だ存続期間が満了していない未公表著作物や実演、レコードや放送・有線放送にかかる音や映像が含まれる場合等が可能性として想定される。そのような場合には、文書等の各種利用等(複製や未公表著作物の公表、氏名表示等)につき、権利者(著作者、著作権者、実演家、著作隣接権者)の許諾や同意が必要になる。従って、必要に応じて、権利者から利用の許諾や同意を得る著作者と著作権の調整を行うこと等により、当該歴史公文書等著作物の円滑な利用に備えるものとする。 現在、公文書管理法に基づく各種利用につき、これを権利制限の対象とする(=権利者の許諾等なくして利用できるようにする)著作権法の改正が検討されているが、改正法が施行されるまでの間は、館は著作権法を遵守することが求められる。」と修正されたい。	関係する利用については、今後権利制限の対象とすべく、著作権法の改正につき検討をしているが、改正法の施行までの間は、存続期間が満了していない著作物や実演等(映画フィルム等も対象となりうる)ことから、著作隣接権についても問題となりうる。複製や公表(未公表著作物の場合)、氏名表示等につき、権利者の許諾や同意を得る必要があるため、この点をガイドライン上も明記する必要があるものと考えられる。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
17	B - 4(1)	留意事項	<永久保存の原則>(1番目の)	文部科学省	温度22、相対湿度55%という数値は参考であることを明記し、参考値に近づけるために必要な措置を施すことを求める文言に変更されたい。 消火設備について、「イナージェンガス等による自動消火設備を設置」を削除されたい。「防火・防水対策について適切な措置を施すためのマニュアルを整備する」と変更されたい。 清掃の徹底について、「週一回の頻度で」との文言を削除されたい。 防虫・防カビ対策の項目を加えられたい。	温湿度を自動的に設定可能な書庫を設置することは、予算的に非現実的である。温湿度は書庫の設置環境に左右されるものであり、参考値に近づけるための対策を実施することの方が重要である。 イナージェンガス等による自動消火設備を備えることも、全く非現実的である。日常において防火・防水対策を徹底することの方がより重要である。 人的資源が限られた現状で全書庫の清掃を週一回の頻度で実施することを求めるのは過酷であり、過重な業務負担を強いることになりかねない。 B-1(2)、B-2(2)におけるくん蒸措置に替えて、日常的にIPMや埃の除去等による対策を実施することが重要である。 検討素案の各項を必要条件とするのであれば、そのための国立公文書館等施設への特別の財政措置が必要である。
18	B - 4(1)	留意事項	<永久保存の原則>1つ目の【消火設備】	外務省	「イナージェンガス等による自動消火設備を設置(参考:ISO 11799 …)」は、「ガス消火設備等を設置(参考:ISO 11799:2003 …)」の方が適切ではないか。	参照する規格の版(2003)を記載する必要があると考える。また、ISO 11799:2003には、具体的に「イナージェンガス」等による自動消火設備とまでは言及されていないように見受けられるが、どこに記載されているのか。
19	B - 5	本文	複製物	外務省	「…利用の状況等を踏まえた計画を…」を、「…利用の状況等を踏まえた複製物作成計画を…」に修正されたい。	何の計画が明確にするため。
20	B - 5	本文	複製物	文部科学省	「館は、…複製物を作成する。」の後に、「なお、この場合、対象となる特定歴史公文書等に存続期間中の著作物等が含まれる場合は、権利者から複製につき予め許諾を得るものとする。」と追記されたい。	改正著作権法の成立・施行までの間は、複製物の作成が権利侵害(著作物、レコード、放送・有線放送に関し複製権侵害、実演につき録音録画権侵害)に該当しうするため、予め権利者から許諾を得る必要があり、その旨を明記すべきであると考えられる。
21	B - 5	留意事項	<複製物>	文部科学省	「また、電子媒体による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながる。」を削除されたい。	権利制限の対象として検討しているのは、永久保存のための電子化であり、その後の利用については現時点では検討の対象となっていないことから、この点に誤解を与えかねない上記表現は削除すべきであると考えられる。
22	B - 5	留意事項	<複製物>	文部科学省	「単に数値目標を定めるのみではなく」を削除されたい。	必ず数値目標を定めるべきとの誤解を招く恐れがある。複製物の作成については、破損の程度や媒体変換の必要などに応じて、個別に勘案する必要があり、数値目標を設定することはなじまない。
23	B - 5	留意事項	<複製物>	文部科学省	「こうした点を踏まえ、…複製物を作成しなければならない。」の下に、「なお、複製物の作成については、著作権者等の許諾が必要となる場合があるため、この点にも留意する必要がある。」と追記されたい。	改正著作権法の成立・施行までの間は、複製物の作成が権利侵害(著作物、レコード、放送・有線放送に関し複製権侵害、実演につき録音録画権侵害)に該当しうするため、予め権利者から許諾を得る必要があり、その旨を明記すべきであると考えられる。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
24	B - 6	本文	個人情報漏えい防止のために必要な措置	警察庁	「個人情報」を「すべての利用制限情報(法第16条1項に定めるすべての情報)」に、「法第15条第3項に基づき」を「法第15条第2項及び第3項に基づき」に改められたい。	法第16条には、利用が制限されている情報として、「個人情報」以外も掲げられており、これらすべてについても、その漏えい防止のための措置を講ずるべきであるため。
25	B - 6	本文	個人情報漏洩防止のために必要な措置	警察庁	本文を以下のとおり修正されたい。 「当該歴史公文書に記録されているすべての利用制限情報に対する情報セキュリティ(「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第4版、2010年5月11日、情報セキュリティ対策会議決定)」に規定する情報セキュリティをいう。)を確保するのに必要な措置」	不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条第2項に規定する「不正アクセス行為」については、利用権者による不適正な情報流出等が含まれておらず、情報の漏えい防止のための措置として十分ではないため。
26	B - 7(1)	留意事項	<目録の作成及び公表>	文部科学省	「 B - 7(1) の「その他適切な保存及び利用に資する情報」の具体例としては、特定歴史公文書等の作成年月日・特定歴史公文書等の作成(取得)部局や、著作権者等からの許諾等の有無等が考えられる。」と修正されたい。	権利者から許諾が得られず、利用に支障がある旨の情報を記載しておくことは円滑な利用に資するという観点からは有用であると考えられる。
27	B - 7(2)	本文	目録の作成及び保存	内閣官房	B - 7(2)の記述振りを、「公文書等の管理に関する法律施行令」案第17 - 1ただし書きに合わせられたい。	施行令と平仄を合わせることが適切である。
28	C - 1(1)	本文	利用請求の方法及び別添1の様式	外務省	(1)「次の各号に掲げる事項」に、「利用決定通知の通知方法の希望」を追加するとともに、別添1の様式に、郵送を希望する場合は郵送料がかかる旨記載されたい。	C - 6の留意事項<利用決定の通知>の最後の(p22)において、利用決定通知書の郵送料については、請求の時点で納付してもらう旨の記載があるが、請求時点において通知方法の希望がわからないと納付すべき額を確定できないため。
29	C - 1(3)	留意事項	<利用請求の手続> 2つ目の	外務省	「…のため、郵送、情報通信技術を利用した提出方法も用意しておく必要がある。情報通信技術を利用した方法については、例えば、…」を、 「…のため、郵送による提出方法を用意しておく必要がある。情報通信技術を利用した方法についても検討する必要がある。例えば、…」に修正されたい。	利用決定通知の郵送を希望する者の郵送料金の納付を考慮すると、電子決済等の検討も必要となると思われ、システム開発・改修に多額の費用を要することが予想されるため。 また、情報公開請求における電子申請の利用状況を考慮すると、多額の費用をかけて対応する必要があるのか、よく検討したうえで判断すべきである。
30	C - 2(2)	留意事項	<利用制限事由該当性の審査>	法務省	「利用制限事由に関する審査に当たっては、文書が作成されてからの時の経過とともに、移管元の組織から意見が付されている場合には、その意見を参酌しなければならない」とされ、「時の経過の判断に当たっては、国際的な慣行である30年ルールをも踏まえ」、「事前審査において利用制限事由があると判断された特定歴史公文書等に関しても、利用請求がなされた場合、又は一定期間経過後に再審査を行う必要がある」とあるが、その際、移管元の組織に対し、改めて意見を述べる機会を設けることを明確にすべきである。	再審査の際、移管元庁に意見を述べる機会が設けられるべきである。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
31	C - 2	留意事項	<利用制限事由該当性の審査>	文部科学省	最後に「なお、利用請求に係る特定歴史公文書等に著作物等が含まれる場合、上記のとおり、写しの作成(複製)には権利者の許諾が必要となる他、未公表著作物が含まれる場合は、著作者から公表につき同意を得ることが必要となること等には留意する必要がある。」と追記されたい。	関係する利用については、今後権利制限の対象とすべく、著作権法の改正につき検討をしているが、改正法の施行までの間は、存続期間が満了していない著作物や実演等(映画フィルム等も対象となりうる)ことから、著作隣接権についても問題となりうる。複製や公表(未公表著作物の場合)、氏名表示等につき、権利者の許諾や同意を得る必要があるため、この点をガイドライン上も明記する必要があるものと考えられる。
32	C - 3(2)	本文	電磁的記録	警察庁	本文を以下のとおり修正されたい。 「当該記録を印字した文書から利用制限情報を黒塗りする方法」	一般的に電磁的記録に記載されている情報を復元できない方法で完全に削除することは不可能であるため。
33	C - 3	留意事項	<部分利用> 2つ目の	外務省	後段、「なお、…、利用請求者に対して、あらかじめ作業に要する日数について情報提供…」を、「なお、…、利用請求者に対して、閲覧が可能となる日について情報提供…」に修正されたい。	どの時点から起算した日数なのか(利用決定を行った日からなのか、土日は含むのか等)が不明確であり、また、利用者の立場を考えると、作業に何日かかるのかよりも、むしろいつから利用できるのかを示した方が良いと考える。
34	C - 4(1)	本文	本人情報の取扱い	外務省	1行目の「特定の個人」を、「当該個人」に修正されたい。	「特定の個人」の定義がやや不明確で、家族や遺族も含まれると解釈されるおそれがあるが、それを対象としていないのであれば、「当該個人」としてはどうか。
35	C - 5(3)、 別添2 - 3関係	本文		総務省	行政機関の長への通知事項には、利用決定の範囲(全部利用 / 一部利用ならその範囲)や利用方法を加えるべき。	移管後の時間的な経過を経て、かつ手元に文書がない行政機関の長が適切な意見を提出するための判断には、最低限、予定される利用の範囲や方法に係る情報が不可欠なため。
36	C - 5(3)	本文		防衛省	C - 5(3)に後段として次のように加えられたい。 この場合において、当該行政機関の長から通知された提出期限では意見書を提出することが困難であるとの申出があるときは、館は、当該行政機関の長と協議して、新たな提出期限を定めるものとする。	情報公開法による開示決定の例を踏まえれば、法第8条第3項の規定により、移管に際して利用の制限についてあらかじめ意見を付していたとしても、時の経過による利用制限解除の検討に当たっては、結局、対象となっている特定歴史公文書等の利用制限箇所をすべて見直さなければならず、また、当該見直しの時点では、これに参画する移管元行政機関の職員も当該特定歴史公文書等は初見である場合が多いと考えられ、館の想定する期限では意見書の提出が困難な場合が想定される。特に、特定歴史公文書等の量が著しく大量な場合等には、利用請求があった日から60日以内に意見書の提出自体が困難な場合が想定される。
37	C - 5(3)	留意事項	<意見提出機会の付与>	警察庁	「館は、行政機関が当該特定歴史公文書等を利用させることについて反対意見書を提出した場合には、当該行政機関と十分連絡をとり、当該意見書の趣旨・内容を十分に確認する必要がある。なお、当該意見書の内容が合理性を欠くものでない限り、館は行政機関の意見を尊重する。」旨の記述を加えられたい。	意見の付された特例歴史公文書等を利用させる決定を行おうとする場合には、事前に国立公文書館等の長と当該行政機関の長との間で十分な調整が行われるべきであるため。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
38	C - 5	留意事項	<意見提出機会の付与>	文部科学省	最後の(「館は、…別添4。)」の前に、「意見提出機会を付与することが考えられる一例として、写しの作成、交付につき許諾を得ていない場合の著作権者等や、未公表文書につき公表の同意を得ていない場合の著作権者等に意見提出機会を付与し、権利者の意向を確認することが考えられる。」と追記されたい。	権利者から利用許諾等を得ていない場合、意見提出手続を活用することが考えられる。この点、本年5月27日に開催された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、貴府担当者からも、同趣旨のご発言がなされたところである。
39	C - 5	留意事項	<意見提出機会の付与>	防衛省	「C - 6(3)」の次に「又は(4)」を加えられたい。	情報公開法による開示決定の例を踏まえれば、法第8条第3項の規定により、移管に際して利用の制限についてあらかじめ意見を付していたとしても、時の経過による利用制限解除の検討に当たっては、結局、対象となっている特定歴史公文書等の利用制限箇所をすべて見直さなければならず、また、当該見直しの時点では、これに参画する移管元行政機関の職員も当該特定歴史公文書等は初見である場合が多いと考えられ、特定歴史公文書等の量が著しく大量な場合等には、利用請求があった日から60日以内に意見書の提出自体が困難な場合が想定される。
40	C - 6(4)	留意事項	<利用決定の延長> > 3つ目の	外務省	最初のパラグラフの最後の行にある「…利用決定する期限を」の後ろに「書面により」を加えられたい。	本文との整合性をとるため。
41	C - 7	留意事項	<利用決定の通知>	文部科学省	「遠隔地の請求者に対して、…をあわせて伝える必要がある。」の後に「なお、インターネットの利用等により特定歴史公文書等を公開する場合、著作権者等から許諾を得なければならない場合があることから、この点にも十分留意する必要がある。」と追記されたい。	左記のとおり、インターネットの利用等による公開については、権利制限の対象とすることは現時点においては検討していないため。
42	C - 8	留意事項	<利用の方法>	外務省	新たな留意事項として、「館は利用請求者に対し利用に供すると決定した特定歴史公文書等を一般の利用にも供することができる」旨を記載されたい。	利用請求を受けて利用に供することとなった特定歴史公文書等は、利用請求者のみならず、広く一般の利用に供することが合理的であると考えられるため。
43	C - 8	留意事項	<利用の方法>	文部科学省	「利用は、文書又は図面…館に提出する。」の後に「なお、利用の方法によっては、著作権者等の許諾が必要な場合がある他、許諾を得ている場合であっても、許諾の範囲内においてのみ利用が可能であることには、留意する必要がある。」と追記されたい。	改正著作権法の成立・施行までの間は、複製物の作成が権利侵害(著作物、レコード、放送・有線放送に関し複製権侵害、実演につき録音録画権侵害)に該当しうるため、予め権利者から許諾を得る必要があり、その旨を明記すべきであると考えられる。
44	C - 8	留意事項	<利用の方法>	文部科学省	最後に、「利用に係る特定歴史公文書等によっては、上記各方法を実施するに際して、著作権者等の許諾が必要となるので、その点十分留意する必要がある。」と追記されたい。	改正著作権法の成立・施行までの間は、複製物の作成が権利侵害(著作物、レコード、放送・有線放送に関し複製権侵害、実演につき録音録画権侵害)に該当しうるため、予め権利者から許諾を得る必要があり、その旨を明記すべきであると考えられる。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
45	C - 9(2)	留意事項	<閲覧の方法等>	警察庁	(利用者がカメラ等を用いて特定歴史公文書等を撮影する場合の留意点、…)とあるが、撮影は館職員が行うべきである。また、複写する場合についても同様の扱いにするべきである。	撮影禁止の部分を撮影する可能性があるため。
46	C - 10	留意事項	<写しの交付の方法>	文部科学省	最後に、「なお、利用に係る特定歴史公文書等によっては、写しや電磁的記録の作成、交付、あるいは情報通信技術を用いた送付につき、予め著作権者等の許諾等が必要となる場合があるため、留意が必要である。」と追記されたい。	改正著作権法の成立・施行までの間は、複製物の作成が権利侵害(著作物、レコード、放送・有線放送に関し複製権侵害、実演につき録音録画権侵害)に該当しうるため、予め権利者から許諾を得る必要があり、その旨を明記すべきであると考えられる。
47	C - 11	本文	手数料等	文部科学省	写しの交付に係る手数料について定めているが、館が指定した業者による複写と、その料金を直接複写業者に支払うことができるような項目を盛り込んでいただきたい。	国立公文書館をはじめ外部に手数料の受け取りを委託しているところがあるので、その制度を残してほしいため。
48	C - 11	留意事項	<手数料、料金表> 3つ目の	外務省	「…もらうなど、請求の時点で納付…」は、「…もらうなど、利用方法の申出の時点で納付…」の方が適切ではないか。	写しの交付にあたっての手数料・郵送料の納付であるため、利用方法の申出時に支払うものとする。
49	C - 11	留意事項	<手数料、料金表> 4つ目の	外務省	「…利便性も考慮し、郵便及び情報通信技術を利用して送付する方法を整備しておくことが必要である。」を、「…利便性も考慮し、郵便を利用して送付する方法を整備する必要がある。また、情報通信技術を利用して送付する方法についても検討する必要がある。」に修正されたい。	情報通信技術を利用した送付方法は、システムの開発や導入に多額の費用を要することから、直ちに制度整備を行うのは困難であるため。情報通信技術を利用した送付方法については、その費用対効果を含め、よく検討したうえで判断すべきである。
50	C - 13	本文	簡便な方法による利用等	文部科学省	(2)について、「(2) 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するものとする。」の後に「なお、その際、著作権者等から許諾等が必要なものは、許諾等を得た上で、行う必要があることには留意するものとする。」と追記されたい。	上述の理由と同旨。なお、インターネットでの公開については、権利制限の対象とすることは現時点では想定していないため、仮に改正著作権法が施行された場合でも、当該規定はそのまま残す必要があると考えられる。
51	C - 13	留意事項	<簡便な方法による利用等>	文部科学省	「また、少なくとも目録上において「全部利用」とされている特定歴史公文書等については、インターネットの利用等により、一般に広く公開することができるため」の後に「(もっとも、著作権者等から許諾を得る必要がある場合があることには留意をしなければならない。)、こうした取組…」と追記されたい。	左記のとおり、インターネットの利用等による公開については、権利制限の対象とすることは現時点においては検討していないため。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
52	C - 14	留意事項	<展示会の開催等> > 1つ目の	外務省	第2段落「計画の立案に当たっては、展示テーマの設定…」を、「計画の立案に当たっては、予算、人員体制及び展示会等の対象者を考慮して、展示テーマの設定…」に修正されたい。	展示会の開催等については、館の予算や人員について考慮する必要がある。また、何をもち「魅力的」かは、展示会の対象者(学生向け、子供向け等)や予算にもよるため、これらの要件についても考慮して計画すべきである。
53	C - 14	留意事項	<展示会の開催等> >	文部科学省	「また、なるべく多くの利用者に興味を持ってもらい、歴史公文書等に関する理解を広めてもらうためには、保存上の問題や他の利用者への迷惑や著作権等の問題が特段に生じない限りは、利用者個人が展示物を写真等に記録することについて積極的に認める必要がある。」と追記されたい。	利用者による写真等の記録については、著作権等が及び可能性があると考えられる。(なお、これについては、権利制限の対象とすることは予定していない。)
54	C - 17(1)	本文	レファレンス	外務省	「…と認められる場合」の後に、「及び回答に著しく時間を要することが明らかである場合」と追記されたい。	特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供として、回答に著しく時間を要するレファレンス(膨大な史料のなかから特定文書を探し出すなど)が寄せられた場合、他のレファレンス業務などの遂行に支障をきたすおそれがあり、また利用者に対するサービス提供の点でバランスを失うことになるため。
55	C - 17(1)	留意事項	<レファレンス、検索機能の充実>	外務省	新たな事項として、「特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供として、回答に著しく時間を要するレファレンスが寄せられた場合には、他の業務遂行に支障をきたすおそれがあり、また利用者に対するサービス提供の点でバランスを失うことを勘案し、当該レファレンスを断ることができる」旨を記載されたい。	特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供として、回答に著しく時間を要するレファレンス(膨大な史料のなかから特定文書を探し出すなど)が寄せられた場合、他のレファレンス業務などの遂行に支障をきたすおそれがあり、また利用者に対するサービス提供の点でバランスを失うことになるため。
56	C - 18(2)	本文	移管元行政機関等の利用	警察庁	「…1ヶ月を限度として、その閲覧を認めることができる。」とあるが、「…原則1ヶ月を限度として、その閲覧を認めることができる。ただし、移管元行政機関の長が1ヶ月以上の利用を希望する場合、館は、希望の理由、一般の利用請求書の有無等を考慮の上、移管元行政機関の長が必要とする期間の閲覧を認めることができる。」旨改められたい。	移管元行政機関において、当該移管文書にかかる過去の経緯等を踏まえつつ、新しい事業を検討するような場合、新規事業の施行まで当該移管文書を利用する可能性があり、1ヶ月を超える利用の必要性も十分に考えられるため。
57	C - 18(2)	本文		防衛省	「1ヶ月」の次に「(法第18条第3項に規定する意見書の提出の検討のために閲覧するときは、当該意見書の提出期限)」を加えられたい。	法第18条第3項に規定する意見書を提出するためには、対象となっている特定歴史公文書等を閲覧して、意見の要否及び意見すべき場合はその内容の検討並びに行政機関の長の意思決定を行う必要がある。
58	C - 18	留意事項	<移管元行政機関等の利用> > 1つ目の	外務省	末尾の「…必要がある。」の後に、「その場合、利用制限にかかる情報が他の閲覧者の目に触れないよう必要な措置を講じる」旨を加えられたい。	利用制限情報が、一般の閲覧者の目に触れないようにする必要があるのであるため。
59	C - 19	本文	館の開館	文部科学省	「次に掲げる日を除き、毎日開館する」を「次に掲げる日を開館する」と変更されたい。	毎日開館を必須の条件とすることは、人的資源が限られた現状では課題が多い。
60	C - 19	留意事項	<館の開館>(1番目の)	文部科学省	「土曜日、日曜日の開館についても積極的に検討を行うことが望まれる」との文言を削除されたい。	行政機関および国立大学法人等の営業日を考慮すれば、土曜日、日曜日の開館は実施の可能性が低く、検討を求めることに合理性が見られない。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」検討素案に対する各省意見

番号	対象事項名	本文・留意事項の別	該当項目(見出し)	府省庁名	意見	理由(具体的に)
61	D - 1	留意事項	< 特定歴史公文書等の廃棄 > 2つ目の	外務省	「…データの抹消等の措置が考えられる」を「すべての情報を復元が困難な状態にする(以下「抹消」という。)」に変更されたい。	「抹消」の定義が不明確であるため、政府統一のセキュリティポリシーにあわせるべきであるため。
62	D - 1	留意事項	< 特定歴史公文書等の廃棄 > 2つ目の	外務省	「廃棄量・廃棄方法等を記載した証明書」とは、具体的に何を指し、誰に作成させることを想定しているのか明確にされたい。 また、「最終処分」とは具体的にいつの時点を想定しているのか。産業廃棄物の処理に関して言及しているのではないという理解でよいか。	用語の意味が不明確であるため。
63	F - 1	留意事項	< 保存及び利用の状況の報告 > (2番目の)	文部科学省	報告事項を厳選すべき	B-1(3)事前審査の方針、実施規程については、変更がない限り毎年度の報告は不要と思われる。